

第26号議案関係資料

## 国民健康保険事業の取扱いについて

平成15年5月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (15) 国民健康保険事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	賦課方式							B	
2	税率(基礎課税分)							B	
3	税率(介護納付金課税分)							B	
4	納期(回数、納期月)							B	
5	納税・徴収体制 納付組合制度				x			A	
6	国保基金及び保有額(平成13年度末現在)	x						C	
7	出産費資金貸付制度(基金、又は事業費計上)				x			B	
8	給付の内容(葬祭費)							B	
9	国保の保健事業							B	
10	国保運営協議会							B	
11	国保診療施設事業	x	x		x	x	x		
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 賦課方式	3方式 (所得割、均等割、平等割)	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	吉田町に同じ	吉田町に同じ
2 税率(基礎課税分)	・所得割 100分の9.0 ・均等割 23,700円 ・平等割 27,400円	・所得割 100分の8.2 ・資産割 100分の30.0 ・均等割 23,700円 ・平等割 24,200円	・所得割 100分の9.98 ・資産割 100分の53.70 ・均等割 24,100円 ・平等割 18,000円	・所得割 100分の8.6 ・資産割 100分の31.0 ・均等割 21,000円 ・平等割 24,000円
3 税率(介護納付金課税分)	・所得割 100分の1.25 ・均等割 5,400円 ・平等割 4,400円	・所得割 100分の0.84 ・資産割 100分の7.00 ・均等割 5,500円 ・平等割 3,600円	・所得割 100分の1.36 ・資産割 100分の12.17 ・均等割 6,500円 ・平等割 3,500円	・所得割 100分の1.0 ・資産割 100分の5.5 ・均等割 5,300円 ・平等割 3,400円
4 納期(回数、納期月)	10回 6月から3月まで毎月	9回 5月, 6月, 7月, 9月, 10月, 11月 12月, 1月, 2月	6回 5月, 6月, 8月, 9月, 11月, 2月	10回 5月から2月まで毎月
5 納税・徴収体制 保険委員制度 納付組合制度 納税嘱託員制度	あり(350名) あり(477組合) あり(4名)	なし あり(52組合) あり(0名)	なし なし なし	なし あり(32組合) なし

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
吉田町と同じ	鹿児島市と同じ	鹿児島市及び郡山町のみ3方式。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の賦課方式によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の賦課方式に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 100分の 6.2</li> <li>・資産割 100分の 35.0</li> <li>・均等割 23,000円</li> <li>・平等割 25,500円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 100分の 12.8</li> <li>・均等割 25,000円</li> <li>・平等割 32,500円</li> </ul>	税率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の税率によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の税率に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 100分の 0.64</li> <li>・資産割 100分の 4.2</li> <li>・均等割 5,400円</li> <li>・平等割 3,800円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 100分の 1.6</li> <li>・均等割 6,000円</li> <li>・平等割 4,000円</li> </ul>	税率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の税率によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の税率に統一する。
喜入町と同じ	鹿児島市と同じ	納期回数と納期月が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の納期回数及び納期月によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一する。
なし なし あり(0名)	なし なし あり(1名)	鹿児島市のみ。 鹿児島市、吉田町、喜入町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町のみ。	合併後3年を目途に納税・徴収体制の整備を図る。

## 行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 国保基金及び保有額(平成13年度末現在)	なし	あり 187,585,713円	あり 93,671,749円	あり 210,408,000円
7 出産費資金貸付制度(基金,又は事業費計上)	あり 事業費 360万円	あり 基金 120万円	あり 基金 100万円	なし
8 給付の内容(葬祭費)	支給額20,000円	鹿児島市と同じ。	支給額10,000円	桜島町と同じ
9 国保の保健事業 はり・きゅう補助 人間ドック補助 脳ドック補助 医療費通知 健康づくり啓発事業	1,100円/回、年間60回/1人 検査料の半額以内 検査料の半額以内 年間6回 広報紙配布、健康パンフレット配付、保健所と連携して健康指導・教室を実施	なし 検査料の7割以内(50000円限度) なし 年間6回 広報紙年2回配付、健康パンフレット配付、福祉健康まつり等を実施	なし(福祉事業で実施1000円/回) 20,000円(無受診者40000円) なし 年間6回 町広報紙に記事掲載、医薬品・啓発パンフレット配付、無受診世帯表彰制度、健康づくり大会等を実施	なし(福祉事業で実施500円/回) 22,000円 なし 年間12回 広報紙配布、健康用品の配付、健康教室・健康指導等を実施
10 国保運営協議会	・被保険者代表 5人 ・保健医等代表 5人 ・公益代表 5人 ・被用者保険代表 3人 ・ 合計18人	・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人	・被保険者代表 2人 ・保健医等代表 2人 ・公益代表 2人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 6人	・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
あり 154,674,816円	あり 28,438,747円	鹿児島市のみ基金なし。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (5町の基金条例は合併までに廃止し、鹿児島市の国保特別会計の歳入に繰入れる。)
あり 基金 100万円	あり 基金 120万円	喜入町のみ制度なし。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (4町の基金条例は合併までに廃止し、鹿児島市の国保特別会計の歳入に繰入れる。)
支給額 24,000円	松元町と同じ	支給額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の制度によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の支給額に統一する。
1,000円/回、年間24回/1人 検査コース別補助(29000円限度) なし 婦人健診(34000円限度) 年間6回 広報紙配布、健康啓発パンフレット 配付、健康指導等を実施	なし(福祉事業で実施 500円/回) 検査料の7割以内 なし 年間6回 広報紙配布、健康カレンダーの配 付、健康教室・健康指導等を実施	補助額等が異なる。(桜島町、喜入町、郡山町は福祉事業で実施。) 補助率等が異なる。 鹿児島市のみ。 喜入町のみ12回実施。 実施事業に違いがある。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の制度によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一する。(3町において全町民を対象に福祉事業として実施している はり・きゆう補助事業は国保加入者のみの制度として実施し、また、各町で開催している健康福祉関連イベントは、関係部会と協議調整する。)
・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人	・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人	鹿児島市のみ被用者保険代表を委員に採用している。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

# 行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
11 国保診療施設事業	なし	なし	小池診療所と西道診療所を委託方式で運営している。	なし

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
なし	なし	桜島町のみ。	合併までに診療施設の取扱いを決定する。